

第2次高知県DV被害者支援計画

(案)

平成 年 月
高 知 県

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	2
第2章	高知県におけるDVの現状	
1	県民意識調査の結果	3
2	DVに関する相談の状況	4
3	一時保護の状況	5
第3章	基本的方向	
1	計画の基本理念	8
2	第2次計画の策定にあたっての視点	8
第4章	具体的な取組内容	
	基本の柱1 DVを許さない社会づくり	11
	重点目標(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	11
	重点目標(2) DV防止のための教育・普及啓発	13
	重点目標(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	17
	重点目標(4) 加害者への対応	19
	基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	21
	重点目標(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	21
	重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化	23
	重点目標(3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり	25
	基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実	27
	重点目標(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	27
	重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実	29
	重点目標(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	31
	基本の柱4 DV被害者の自立支援	32
	重点目標(1) DV被害者の生活再建	32
	重点目標(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	35
	基本の柱5 地域における取組の推進	37
	重点目標(1) 地域での見守り体制づくり	37
	重点目標(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり	39
	重点目標(3) 自立支援の取組	41
	DV被害者支援の流れ(連携図)	43

参考資料(省略)

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題です。

また、DVは、「配偶者」間という親密な関係の中で起きることや、外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄い傾向があることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このため、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための総合的な取組を始めています。

本県では、DV防止法に基づき、平成18年度に高知県DV被害者支援計画を策定しました。そして、この計画に基づき、配偶者暴力相談支援センターに位置づけている^{※1}女性相談支援センターを平成20年度に移転新築するとともに、関係者との連携のもと配偶者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない一連の支援に取り組んできました。

このような取組により、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる被害者からの相談件数は年々増加しており、同センターが開設された平成14年度の174件に比べ、平成22年度は632件と約3.6倍になっています。このことは、広報・啓発等に取り組んだ結果、DVの認識が一定深まった成果と考えられますが、その一方で、^{※2}県民意識調査では、DV行為を受けながら、誰（どこ）にも相談しなかった人が約半数を占めており、まだまだDVが潜在化していることがうかがえます。

こうした中、現行のDV被害者支援計画の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、第2次計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」第7条に規定する「男女共同参画計画」である「こうち男女共同参画プラン」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す取組としても位置づけています。
- (3) この計画は、暴力のない社会を実現するために、本県のDV問題に関し、現状と課題を踏まえて、その問題の解決のために計画期間内に取り組むべき重点目標や、取組項目の内容を示すものです。

※1 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者救済の中核的な役割を担っています。

※2 平成21年に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」。3ページを参照。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）～抜 粋～
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ～ 三 （省 略）

3 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の対象

この計画は、DV防止法に定める「配偶者からの暴力」を対象としていますが、「高知県男女共同参画社会づくり条例」で支援の対象としている配偶者以外の親族、さらには、恋人など身近な関係にある者からの暴力についても、対応することとします。

配偶者からの暴力：配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言います。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。
ただし、計画期間内でも、DV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の進行管理

この計画の取組を着実に進めていくために、毎年^{※3}PDCAによる検証と見直しを行うとともに、実施状況を高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、見を求めます。また、各年の実施状況等については、その内容を毎年公表します。

※3 P・計画、D・実行、C・検証、A・改善を回していく「PDCAサイクル」を活用し、取組の進行管理をするものです。

第2章 高知県におけるDVの現状

1 県民意識調査の結果

県では、こうち男女共同参画プランを改定するにあたり、平成21年度に県内の20歳以上の男女2,000人を無作為に抽出して、「男女共同参画社会の形成に関する県民意識調査」（有効回収数：1,142人、有効回収率：57.1%）を実施しました。その中で、DVについても質問しています。（資料編〇ページ参照）

- 約3割の人が何らかのDV行為を「直接、経験したことがある」と回答しています。「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人を合わせると、その内容の主なものは以下のようになっています。

・大声でどなる	36.8%
・平手でぶつ、足でける	27.4%
・ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす	23.7%
・物を投げつける	21.8%
・何を言っても長時間無視し続ける	19.3%

このほか、インターネットや携帯電話の普及により、「携帯電話、メールなどを細かく監視する」など、これまでには見られなかったDVの形態も出現しています。

- DV行為を「直接、経験したことがある」と回答した人の相談先については、誰にも「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」と答えた人の割合が51.4%と約半数となっています。

相談した場合の主な相手は、

・家族、親戚	27.4%
・友人、知人	26.5%
・警察	3.4%
・女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	2.2%
・市町村役場・福祉事務所	1.2%
・こうち男女共同参画センター「ソーレ」	0.6%

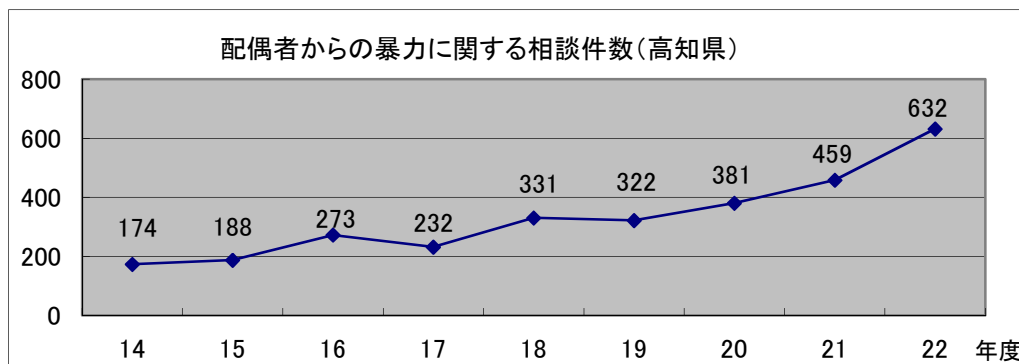
となっており、公的機関や外部機関への相談はごくわずかで、DVが潜在化していることがうかがえます。

- 平成16年の調査から比べ、「平手でぶつ、足でける」といった身体的暴力に加え、「大声でどなる」といった精神的暴力などの加害も、どの年代でも概ね増加傾向にある。
- DVの認知度については、低い年代ほど高く、20歳代はほとんどすべての人が内容も含めて知っていますが、一方、DV防止法の認知度に関しては、20歳代の「内容を知っている」比率が、他の年代と比べて大幅に下回っています。

2 DVに関する相談の状況

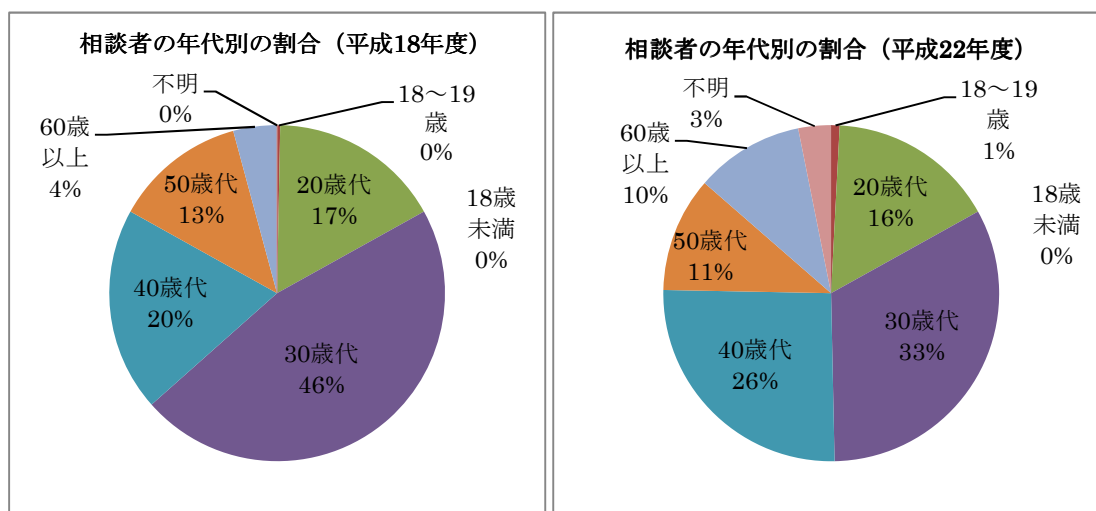
(1) 相談件数

配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は年々増加傾向にあり、平成22年度は632件で、同センターが開設された平成14年度の174件の約3.6倍となっています。このことは、民間団体と一体となって広報・啓発に取り組んできた結果、DVの認知が一定深まった成果の表れであると考えられます。



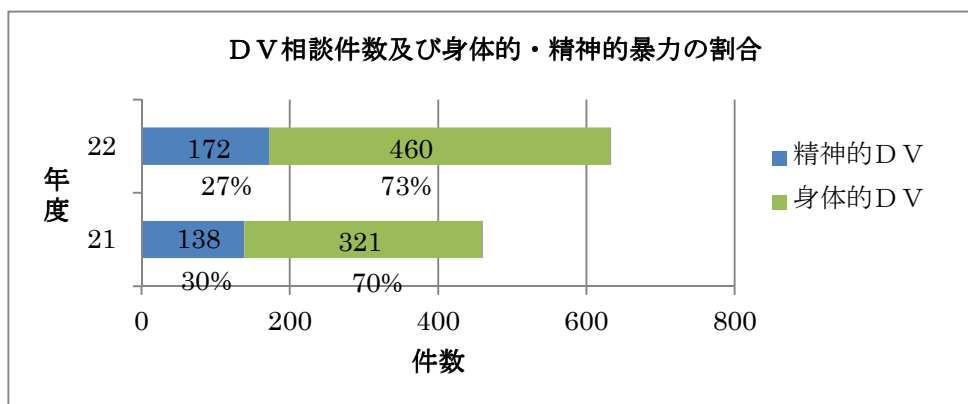
(2) 年代別

相談者を年代別にみると、40歳以上の相談件数の割合は、平成18年度の37%に対し、平成22年度は47%と増加しています。中でも、60歳以上の高齢者の割合は、平成18年度は4%でしたが、平成22年度は10%と2.5倍になっており、長い間家庭で我慢してきた被害者が声をあげだしたことがうかがえます。



(3) 相談内容

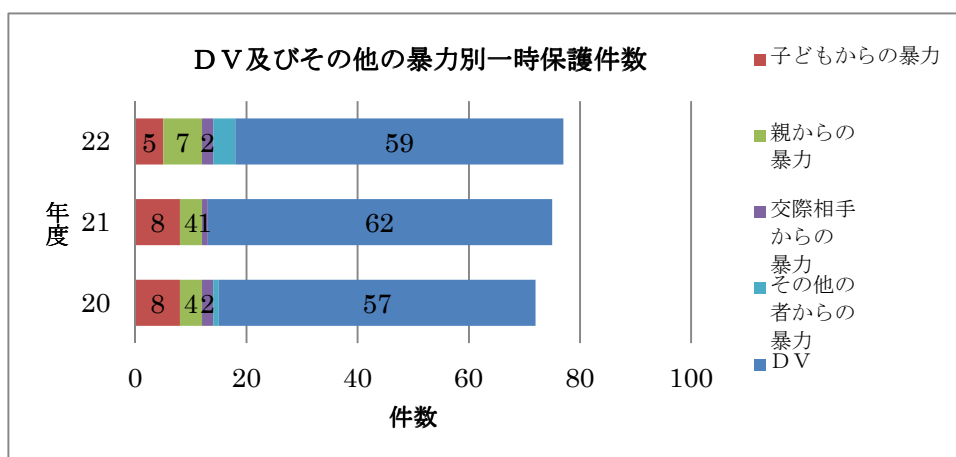
DV相談の内容をしてみると、平成22年度は相談件数632件のうち、殴るなどの身体的な暴力に関する相談は460件で約7割を占めていますが、暴言、無視、生活費を渡さないといった精神的な暴力も約3割存在しています。



3 一時保護の状況

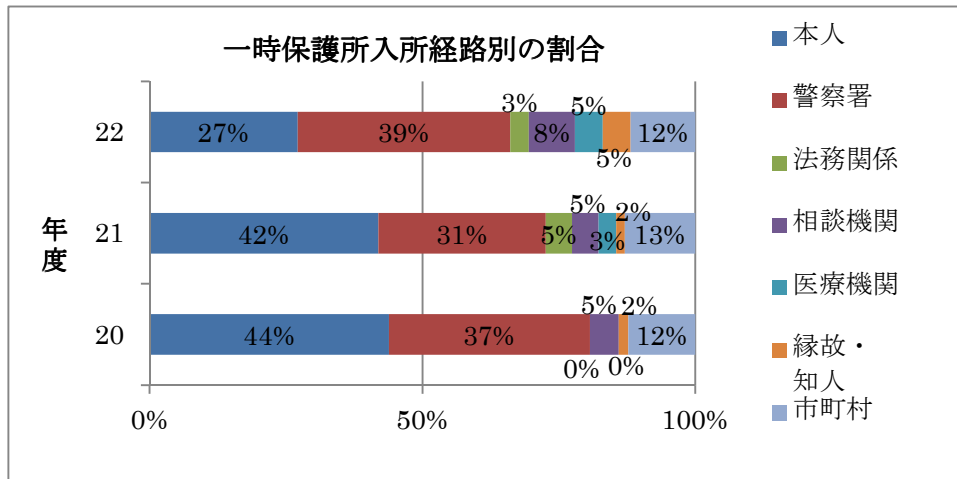
(1) 一時保護件数

配偶者暴力相談支援センターでの、DVに係る一時保護件数は、平成20年度は57件、平成21年度は62件、平成22年度は59件と横ばい傾向にあります。



(2) 一時保護所への入所経路

一時保護所の入所経路は、平成20年度は「本人（被害者自ら配偶者暴力相談支援センターの存在を知り連絡してきたもの）」と「警察」が合わせて81%を占めていましたが、平成22年度は「本人」と「警察」が合わせて66%で、それ以外の「法務関係」「相談機関」「縁故・知人」などの割合が増加しており、一時保護所への入所経路が広がってきています。

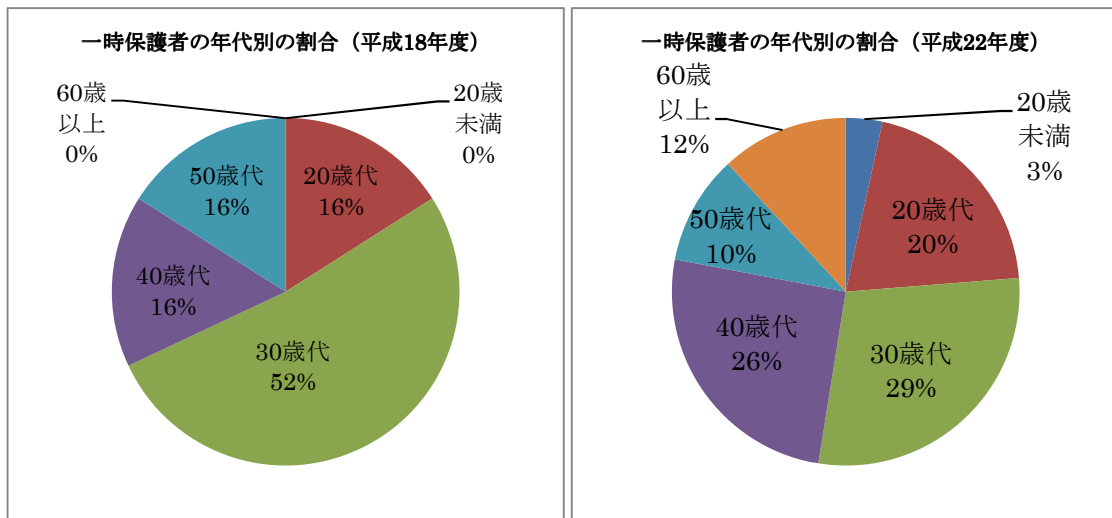


(3) 年代別

一時保護された被害者の年代別では、平成22年度は、30歳代が最も多く、29%で全体の約3割を占め、次が40歳代26%、20歳代20%となっています。

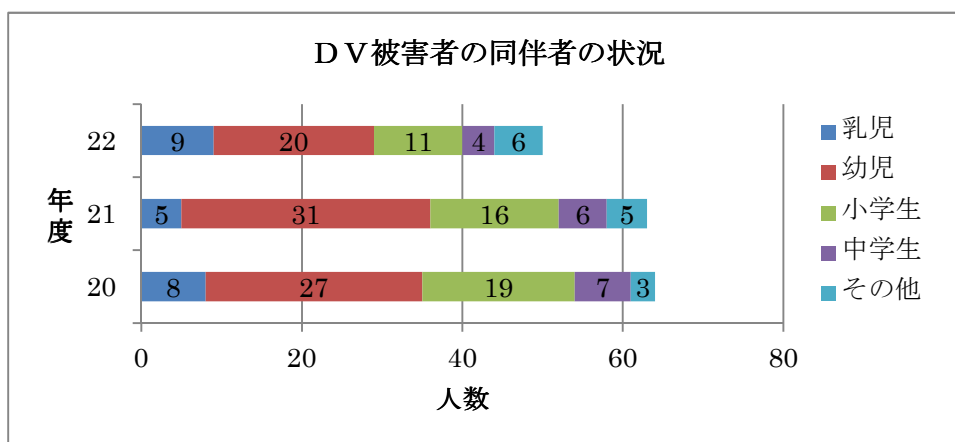
40歳以上の割合は、平成18年度の32%に対し、平成22年度は48%と、相談の状況と同じように増加しています。

また、60歳以上の割合が平成18年度は0%であったのが、平成22年度は12%と増加しており、高齢者虐待や高齢者福祉の観点も必要と考えられます。



(4) 同伴者

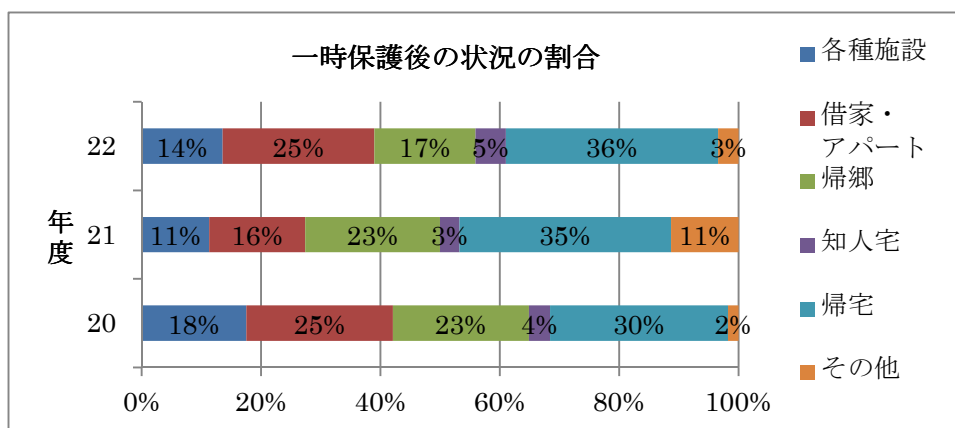
同伴者の内訳は、乳児から中学生の子どもが約9割を占めています。子どもも心に傷を負い、自らが将来のDV被害者や加害者となる場合もあることから、子どものケアを行い、暴力の連鎖を断つことが重要です。



(5) 一時保護後

一時保護後の状況を見ると、自立支援施設や母子生活支援施設などの「各種施設」や「借家・アパート」などで、自立した生活を始める被害者がいる一方で、加害者のもとに「帰宅」する被害者も約3割存在しています。

いずれの場合も、被害者が暮らすのは地域ですので、地域での見守りが課題となります。



第3章 基本的方向

1 計画の基本理念

男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するため、次の基本理念のもとに取組を進めます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっています。
- (2) DVは、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- (3) DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- (4) DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。

2 第2次計画の策定にあたっての視点

これまでの取組による成果と課題をふまえ、第2次計画を策定するにあたっては、以下の視点のもとに、次頁以下の基本の柱及び重点目標を掲げ、取組を進めることとします。

- (1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化
DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範で多岐にわたることから、国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体等が一体となって対応するよう、連携のさらなる強化に取り組めます。
- (2) 教育と普及啓発のさらなる強化
DV問題の解決のために、現在の被害者への支援だけでなく、被害の予防に向けた人権教育やDV防止の意識啓発のさらなる強化に取り組めます。
- (3) 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実
DV被害を目撃したり、自身も虐待を受けた子どもは心身が傷つき、その人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を受ける場合があることから、DV被害者の子どもに対しても、その人格と権利を尊重するとともに、子どもが大人になった時に、新たなDV被害者や加害者となることのないよう、子どものケアを充実させます。
- (4) 一時保護所退所後のフォローアップの強化
被害者が一時保護所を退所した後、自立して安定した生活ができるよう、配偶者暴力相談支援センターによる見守りと、継続的な心のケア等のフォローアップの体制を強化します。
- (5) 地域で安心して暮らすことができる環境づくり
地域で暮らす支援が必要な被害者を早期に発見し、支援をしていくために、市町村や地域の関係機関等が連携し、被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくり、地域全体で見守っていく環境づくりを目指します。